

# 第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
(1) 【株式の総数等】	10
① 【株式の総数】	10
② 【発行済株式】	10
(2) 【新株予約権等の状況】	10
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	10
(4) 【ライツプランの内容】	10
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	10
(6) 【大株主の状況】	10
(7) 【議決権の状況】	11
① 【発行済株式】	11
② 【自己株式等】	11
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
(1) 【四半期連結貸借対照表】	13
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	15
【四半期連結損益計算書】	15
【第1四半期連結累計期間】	15
【四半期連結包括利益計算書】	17
【第1四半期連結累計期間】	17
【注記事項】	18
【セグメント情報】	20
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23
レビュー報告書	卷末

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月7日

【四半期会計期間】 第7期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

【会社名】 株式会社マツモトキヨシホールディングス

【英訳名】 Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 松本 南海雄

【本店の所在の場所】 千葉県松戸市新松戸東9番地1

【電話番号】 047（344）5110

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部長 尾和 富士雄

【最寄りの連絡場所】 千葉県松戸市新松戸1丁目483番地

【電話番号】 047（344）5110

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部長 尾和 富士雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期連結 累計期間	第7期 第1四半期連結 累計期間	第6期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高（百万円）	111,335	118,280	456,311
経常利益（百万円）	4,573	5,694	21,666
四半期（当期）純利益（百万円）	1,998	3,074	11,270
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,214	3,145	12,848
純資産額（百万円）	116,054	139,971	137,107
総資産額（百万円）	217,855	231,113	228,635
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	43.02	58.03	237.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	36.62	56.31	204.52
自己資本比率（%）	52.7	60.0	59.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

#### 2【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社20社により構成されております。ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う小売事業を核に、卸売事業、管理サポート事業を行っております。当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第1四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

##### 〈小売事業〉

主要な関係会社の異動はありません。

##### 〈卸売事業〉

主要な関係会社の異動はありません。

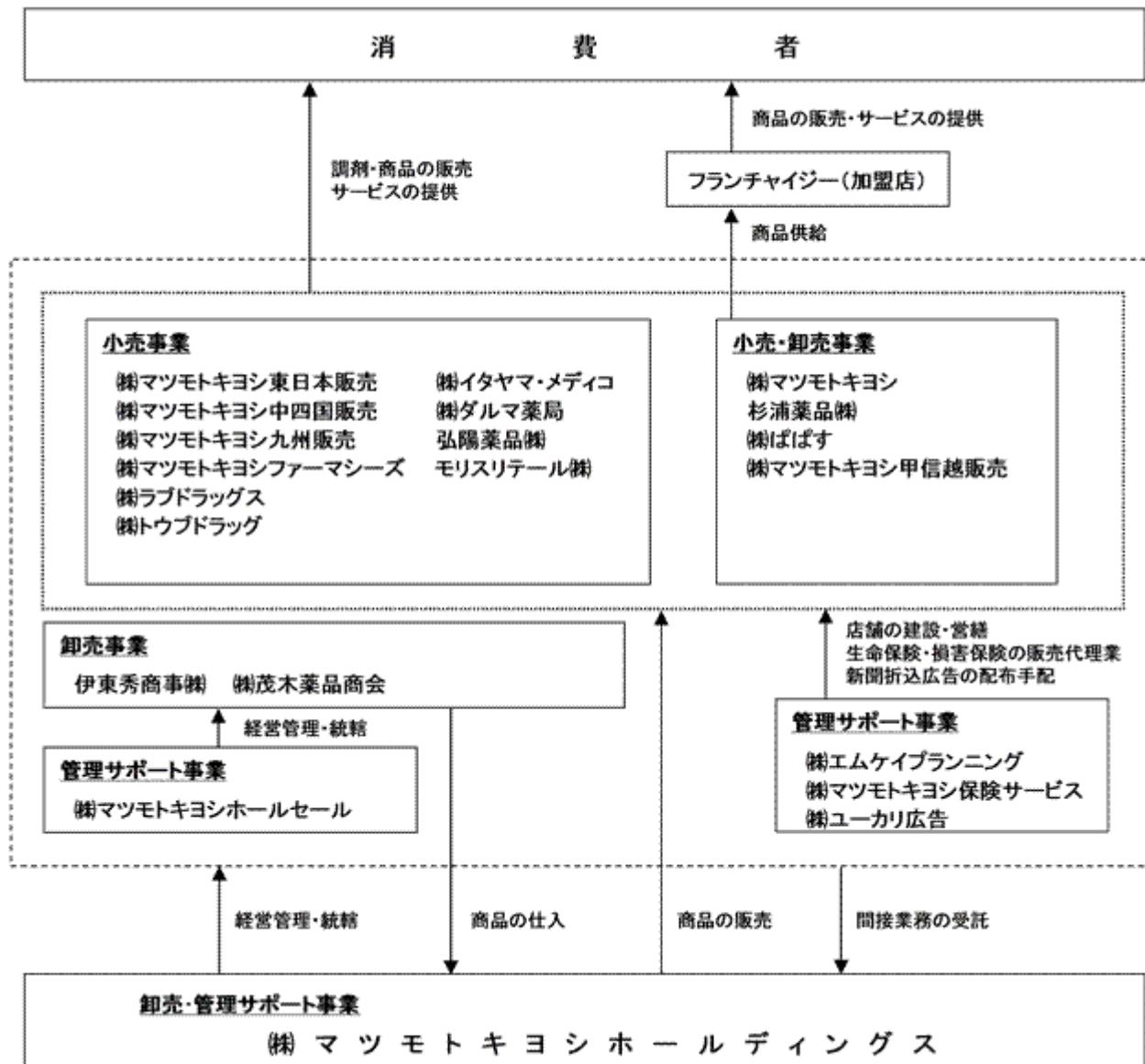
##### 〈管理サポート事業〉

平成25年4月1日付で、連結子会社である伊東秀商事株式会社と株式会社茂木薬品商会が共同株式移転を実施し、中間持株会社となる株式会社マツモトキヨシホールセールを設立いたしました。

事業区分	会社名	主な事業内容
小売事業	株式会社マツモトキヨシ	ドラッグストア・保険調剤薬局・ホームセンターのチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」 「M e d i +マツキヨ」 「H & B P l a c e 」)
	株式会社ラブ ドラッグス	中国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「くすりのラブ」 「くすりのラブ薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ東日本販売	主に東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
	杉浦薬品株式会社	東海エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「ヘルスパンク」)
	株式会社マツモトキヨシ九州販売	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」 「ミドリ薬品」 「ミドリ薬局」)
	株式会社ぱぱず	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「どらっぐぱぱず」 「ぱぱず薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	主に甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」 「ファミリードラッグ」 「ファミリー薬局」 「ドラッグマックス」 「ドラッグナカジマ」 「中島ファミリー薬局」)
	株式会社トウブ ドラッグ	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」 「トウブ ドラッグ」 「メディカルハウス」 「東武薬局」)
	株式会社イタヤマ・メディコ	甲信越エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」 「イタヤマメディコ」)
	株式会社ダルマ薬局	東北エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「ダルマ薬局」)
	弘陽薬品株式会社	関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」 「コヨードラッグ」 「コヨーー薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ中四国販売	中国・四国エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
卸売事業	モリスリテール株式会社	中国・関西エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名：「モ里斯」)
	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ	調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
	当社	小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売
	株式会社茂木薬品商会	医薬品等の卸販売
	伊東秀商事株式会社	化粧品・日用雑貨等の卸販売
	株式会社マツモトキヨシ	「マツモトキヨシ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー(加盟店)への商品供給
	杉浦薬品株式会社	「ヘルスパンク」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー(加盟店)への商品供給
管理サポート事業	株式会社ぱぱず	フランチャイジー(加盟店)への商品供給
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	「ファミリードラッグ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー(加盟店)への商品供給
	当社	当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託
	株式会社マツモトキヨシホールセール	伊東秀商事株式会社及び株式会社茂木薬品商会の経営管理・統轄
	株式会社エムケイプランニング	店舗の建設・營繕
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス	生命保険・損害保険の販売代理業
	株式会社ユーカリ広告(注)	新聞折込広告の配布手配

(注) 株式会社ユーカリ広告は、平成25年3月31日をもって解散し、現在精算手続き中であります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※株式会社ユーカリ広告は、平成25年3月31日をもって解散し、現在清算手続き中であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

## 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### （1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年6月30日）における日本経済の状況は、現政権による経済政策への期待を背景に、昨年末より円安が進行し株価が上昇するなど、先行きの不透明感は拭えないものの、各種の景気指標は好転しており経済活動には明るさも見られております。

ドラッグストア業界におきましては、競合企業の積極的な新規出店、既存の店舗展開エリアを越えた新たな競合の出現、同質化する異業種との競争や医薬品ネット販売への対応など、我々を取り巻く経営環境はこれまで以上に大きく変化しております。

このような環境のなか、当社グループは、小商圏化する市場への対応として、各地域における競争優位性を確保すべく全国を7つのエリアに分け、エリアドミナント戦略を積極的に推進するとともに、ターゲット別のライフスタイルの変化に対応したMD戦略の再構築など、地域に密着したかかりつけの薬局として、企業価値の向上とシェア拡大に向け取り組んでまいりました。

新規出店に関しては、関東エリアを中心にエリアドミナント化を推し進めるとともに新たなエリアへ侵攻し、グループとして23店舗（フランチャイズ2店舗を含む）を出店し、多様化するお客様ニーズへの対応及び既存店舗の活性化を重点に34店舗の改装を実施、スクラップ＆ビルトを含め将来業績への貢献が見込めない9店舗を閉鎖しました。

その結果、当第1四半期連結累計期間末におけるグループ店舗数は、1,404店舗となり、前連結会計年度末と比較して14店舗増加しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間は、売上高1,182億80百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益51億62百万円（同28.8%増）、経常利益56億94百万円（同24.5%増）、四半期純利益30億74百万円（同53.9%増）と、売上高及び各利益とも同期間における過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### <小売事業>

小売事業は、連結子会社の増加、新規出店、改装による既存店舗の活性化、地域ニーズに合わせたきめ細かな品揃えの拡充や営業時間の延長などによる利便性の追求、継続されている効率的かつ効果的な販促策および新たな施策の推進などにより収益は大きく伸長しました。

また、展開を強化しております調剤事業に関しましても、既存店への併設を含め高い収益性の見込める物件を優先的に開局するとともに、株式会社マツモトキヨシファーマシーズの新規開設や地域医療連携を深めることで処方箋応需枚数が増加したことなどから引き続き順調に拡大しております。

#### <卸売事業>

卸売事業は、株式会社オークワとのフランチャイズ契約の締結、既存契約企業の新規出店などにより拡大した一方、株式会社モリスリテール及び杉浦薬品株式会社の2社を完全子会社化したことにより、両社収益が小売事業に寄与したため、卸売事業売上は減少しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は1,130億39百万円（前年同期比6.5%増）、卸売事業44億48百万円（同1.0%減）、管理サポート事業7億92百万円（同9.2%増）となりました。

#### (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は2,311億13百万円となり、前連結会計年度末に比べて24億77百万円増加いたしました。主な要因は、商品が18億92百万円、現金及び預金が15億70百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は911億41百万円となり、前連結会計年度末に比べて3億86百万円減少いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が44億76百万円増加したものの、未払法人税等が29億31百万円、1年内償還予定の新株予約権付社債が13億3百万円、賞与引当金が13億2百万円それぞれ減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は1,399億71百万円となり、前連結会計年度末に比べて28億64百万円増加いたしました。主な要因は、配当金による15億78百万円の減少があったものの、四半期純利益30億74百万円の計上や、自己株式の処分16億65百万円によるものです。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### ① 基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を發揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、当社グループを対象として、「マツモトキヨシグループ行動規範」を定め、社員一人ひとりに法律遵守を徹底させるよう努めております。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

#### ② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものと除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようになります。大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。平成24年5月25日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の第5回定期株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの継続に際して、独立委員会委員の一部変更、その他表現の修正等、軽微な修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランの詳細につきましては、平成24年5月25日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

([http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000238\\_p.pdf](http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000238_p.pdf))

### ③ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客觀性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めるすることができます。また、独立委員会は、合理性、客觀性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客觀性・公正性・合理性を確保できると考えております。

### （4）研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成25年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成25年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	53,579,014	54,397,270	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	53,579,014	54,397,270	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書の提出日までの第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当四半期会計期間において発行した新株予約権はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	53,579,014	—	21,086	—	21,866

(注) 平成25年7月1日から平成25年7月31日までの間に、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により、発行済株式総数が818千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ744百万円増加しております。

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 951,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 2,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 52,573,800	525,738	—
単元未満株式	普通株式 51,614	—	—
発行済株式総数	53,579,014	—	—
総株主の議決権	—	525,738	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

②【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社マツモトキヨシ ホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	951,400	—	951,400	1.78
(相互保有株式) 弘陽薬品株式会社	大阪府大阪市生野区 勝山北1丁目7番17号	2,200	—	2,200	0.00
計	—	953,600	—	953,600	1.78

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	11,563	13,133
受取手形及び売掛金	11,846	11,319
商品	59,631	61,524
貯蔵品	508	532
その他	16,604	15,775
貸倒引当金	△186	△170
<b>流動資産合計</b>	<b>99,967</b>	<b>102,115</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
土地	42,041	42,041
その他	24,313	24,701
<b>有形固定資産合計</b>	<b>66,355</b>	<b>66,742</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	6,655	6,519
その他	4,073	3,929
<b>無形固定資産合計</b>	<b>10,728</b>	<b>10,449</b>
<b>投資その他の資産</b>		
敷金及び保証金	35,542	35,694
その他	16,599	16,642
貸倒引当金	△557	△530
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>51,584</b>	<b>51,805</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>128,668</b>	<b>128,997</b>
<b>資産合計</b>	<b>228,635</b>	<b>231,113</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	55,593	60,070
短期借入金	300	—
1年内償還予定の新株予約権付社債	3,657	2,354
1年内返済予定の長期借入金	199	154
未払法人税等	4,463	1,532
賞与引当金	2,968	1,666
ポイント引当金	1,873	2,266
資産除去債務	20	19
その他	10,544	10,983
<b>流動負債合計</b>	<b>79,620</b>	<b>79,046</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	91	66
退職給付引当金	1,202	1,237
資産除去債務	3,897	3,954
その他	6,717	6,836
<b>固定負債合計</b>	<b>11,908</b>	<b>12,094</b>
<b>負債合計</b>	<b>91,528</b>	<b>91,141</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	21,086	21,086
資本剰余金	21,866	21,866
利益剰余金	94,102	95,231
自己株式	△2,238	△572
<b>株主資本合計</b>	<b>134,815</b>	<b>137,611</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	906	943
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>906</b>	<b>943</b>
<b>新株予約権</b>	<b>23</b>	<b>23</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>1,361</b>	<b>1,393</b>
<b>純資産合計</b>	<b>137,107</b>	<b>139,971</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>228,635</b>	<b>231,113</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	111,335	118,280
売上原価	80,346	84,206
売上総利益	30,988	34,074
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	356	395
給料及び手当	9,234	9,772
賞与引当金繰入額	1,501	1,608
退職給付費用	206	222
地代家賃	6,106	6,431
その他	9,573	10,481
販売費及び一般管理費合計	26,979	28,911
営業利益	4,009	5,162
営業外収益		
受取利息	45	44
受取配当金	122	133
固定資産受贈益	147	117
発注処理手数料	125	146
その他	239	109
営業外収益合計	680	550
営業外費用		
支払利息	31	8
貸倒引当金繰入額	51	—
持分法による投資損失	20	—
その他	11	10
営業外費用合計	115	18
経常利益	4,573	5,694

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
特別利益		
固定資産売却益	1	—
特別利益合計	1	—
特別損失		
固定資産除却損	65	109
減損損失	483	380
投資有価証券評価損	252	—
その他	162	14
特別損失合計	964	504
税金等調整前四半期純利益	3,611	5,190
法人税、住民税及び事業税	834	1,474
法人税等調整額	743	605
法人税等合計	1,577	2,080
少数株主損益調整前四半期純利益	2,033	3,110
少数株主利益	35	36
四半期純利益	1,998	3,074

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,033	3,110
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	180	34
持分法適用会社に対する持分相当額	0	—
その他の包括利益合計	180	34
四半期包括利益	2,214	3,145
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,178	3,111
少数株主に係る四半期包括利益	35	33

**【注記事項】**

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間から、平成25年4月に連結子会社である伊東秀商事株式会社と、株式会社茂木薬品商会が共同株式移転を実施し設立した株式会社マツモトキヨシホールセールを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために前連結会計年度は取引金融機関11行と、当第1四半期連結会計期間は取引金融機関11行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
当座貸越契約の総額	31,500百万円	27,500百万円
借入金実行残高	300	—
差引額	31,200	27,500

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	1,156百万円	1,264百万円
のれんの償却額	236	241

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,393	30	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,578	30	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期連結累計期間において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換に伴い、自己株式を1,668百万円処分したこと等により、当第1四半期連結会計期間末の自己株式の残高は、572百万円となっております。

なお、当四半期連結会計期間以降、平成25年7月1日から平成25年7月31日までの期間において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換に伴い、資本金が744百万円、資本剰余金が744百万円増加し、自己株式を562百万円処分しております。この結果、平成25年7月31日現在の資本金が21,830百万円、資本剰余金が22,610百万円、自己株式が12百万円となっております。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	63,252	42,863	41	4,451	726	111,335	—	111,335
セグメント間の 内部売上高又は振替高	5	34	73,085	13,313	2,984	89,423	△89,423	—
計	63,258	42,897	73,126	17,765	3,710	200,758	△89,423	111,335
セグメント利益	2,551	1,165	101	21	310	4,151	△142	4,009

(注) 1. セグメント利益の調整額△142百万円には、のれんの償却額△235百万円及びセグメント間取引消去93百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

## (固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額483百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で289百万円、「その他小売事業」で208百万円となり、連結決算における消去・調整で△14百万円となっております。

## (のれんの金額の重要な変動)

株式取得により株式会社ダルマ薬局を連結したことや株式会社ぱぱすの株式を追加取得したことに伴い、新たにのれんが1,044百万円増加しております。

報告セグメントごとの増加額は、「調整額」で1,044百万円となっております。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	65,023	48,016	139	4,309	792	118,280	—	118,280
セグメント間の 内部売上高又は振替高	10	61	78,320	13,076	2,184	93,652	△93,652	—
計	65,033	48,077	78,460	17,385	2,977	211,933	△93,652	118,280
セグメント利益又は セグメント損失(△)	3,511	1,491	341	134	△160	5,317	△155	5,162

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△155百万円には、のれんの償却額△239百万円及びセグメント間取引消去84百万円が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額380百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で8百万円、「その他小売事業」で377百万円となり、連結決算における消去・調整で△4百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成24年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4月 1 日 至 平成25年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	43円2銭	58円3銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	1,998	3,074
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	1,998	3,074
普通株式の期中平均株式数（千株）	46,443	52,970
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	36円62銭	56円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	0	0
(うち事務手数料（税額相当額控除後） (百万円))	(0)	(0)
普通株式増加数（千株）	8,137	1,630
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月5日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期レビュー報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。